

長崎県公立高等学校 P T A 連合会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は長崎県公立高等学校 P T A 連合会と称し、事務局を長崎市に置く。

(組 織)

第 2 条 本会は長崎県内の公立高等学校 P T A (公立の特別支援学校の P T A を含む。以下「単位 P T A」という。)をもって組織する。

2 本会は、一般社団法人全国高等学校 P T A 連合会の構成員となる。

(目 的)

第 3 条 本会は P T A の健全な発展と児童生徒の健全育成につとめ、各地区及び単位 P T A 会員相互の研修と親和を図り、協力して P T A 活動の発展及び高等学校・特別支援学校の教育の向上発展のために尽力することを目的とする。また、県内全体で各地区単位 P T A 活動を支え、教育の振興及び教育環境をより良くするために必要な事業を行う。

第 2 章 役 員

(役 員)

第 4 条 本会に次の役員を置き、任期は 1 年とする。

ただし、再任は妨げない。

(1) 会 長 1 名 (2) 副会長 9 名 (内 1 名は校長会代表とする。)

(3) 理 事 2 8 名 (4) 監 事 2 名 (5) 顧 問 若干名

(役員選出)

第 5 条 役員を選任は次の方法による。

(1) 会長、副会長、監事は、各地区代表単位 P T A 会長または単位 P T A 会長経験者で単位 P T A の会員及び顧問であるものの中から理事会において選出し、総会の承認を得る。

(2) 理事は次の各地区から互選により選出する。

ただし、各地区 1 名は地区代表校長を選出する。

・長崎地区 7 名 ・諫早・大村・東彼地区 4 名

・島原地区 4 名 ・佐世保地区 5 名

・平戸・松浦・北松地区 4 名 ・五島地区 2 名

・壱岐・対馬地区 2 名

(4) 顧問は本会が必要と認める場合、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 6 条 役員の仕事は次の通りとする。

(1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は会長を連携して補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するとともに各地区の担当としての職務を遂行する。

会長職務代行の順序は、別途会長が定める。

- (3) 理事は理事会を構成し、本会の事務および運営全般について、協議・決定する。
- (4) 監事は会計を監査する。

第3章 会 議

(会 議)

第7条 本会の会議は総会、理事会及び正副会長会とする。

- 2 各会議は構成員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は会長とする。
- 4 各会議は、会長が招集し、出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

なお、災害や感染症等により、一堂に会しての招集が困難な場合は、書面による審議の上、書面（電磁的記録を含む）により議決する。

(総 会)

第8条 総会は、本会の最高決定機関であり、単位PTAの会長及び校長、本会役員をもって構成する。

- 2 定期総会は毎年6月までに開く。
- 3 臨時総会は、会長または理事会において必要があると認めた場合に開催することができる。
- 4 総会では、次の事項について報告・承認並びに審議決定を行う。
 - (1) 前年度事業報告と承認
 - (2) 前年度会計決算及び監査報告の承認
 - (3) 役員改選の承認
 - (4) 当年度事業計画の承認
 - (5) 当年度会計予算の承認
 - (6) 規約及び規程の制定及び改廃
 - (7) その他必要と認めた事項

- 5 総会の議事録は、議長及び総会において指名する議事録署名人2名以上の署名・捺印のうえ、5年間保存しなければならない。

(理事会)

第9条 理事会は会長、副会長、理事をもって構成する。

- 2 理事会は会長が招集する。
- 3 理事会では総会に付議する事項、その他必要な事項を審議する。
- 4 緊急を要する場合には、理事会の出席者の3分の2以上の同意をもって総会に代えることができる。

(正副会長会)

第10条 正副会長会は会長、副会長をもって構成する。

- 2 正副会長会は会長が招集する。
- 3 正副会長会では理事会に付議する事項、その他必要な事項を審議する。

(委員会)

- 第11条 本会に、会長の諮問機関として委員会を設置することができる。
- 2 委員会には、必要に応じて特別委員会を設置することができる。
 - 3 委員会の設置・運営については、別に定める委員会規程による。

第4章 事務局

(事務局)

- 第12条 本会の事務局に会務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局職員として、事務局長のほか必要な職員を置く。
 - 3 事務局職員の任免は、理事会での決定をうけ、会長が行う。
 - 4 事務局職員は、必要に応じて、各会議に出席するものとする。
 - 5 事務局についての必要な事項は、別に定める事務局規程による。

第5章 会計

(経費)

- 第13条 本会の会計は、別に定める経理規程により処理しなければならない。
- 2 単位PTAは会費を次の区分により5月末までに納めるものとする。
 - (1) 単位PTA1団体当り 年額
独立校 2,000円 独立校以外 1,000円
 - (2) 在籍生徒数1人当り 年額
全日制 400円 定時制、通信制 100円
特別支援学校(高等部) 100円
 - 3 本会の経費は会費及びその他の収入をもって充てる。

(特別積立金)

- 第14条 本県で開催される、全国高等学校PTA連合会大会及び九州地区高等学校PTA連合会大会等の事業に必要な資金を確保するため特別積立金を設ける。
- 2 資金は、毎年入学時に生徒1人につき定額を納付する。
 - ・全日制 200円
 - ・定時制 100円
 - ・特別支援学校 免除
 - 3 事業に必要な特別積立金の運用は、理事会で審議し総会で承認を得る。
 - 4 特別積立金の経理状況は、毎年総会に報告し承認を得る。

(基金)

- 第15条 本会の目的達成に必要な資金を確保するため基金を設ける。
- 2 基金は旧長崎県公立高等学校PTA安全互助会給付準備金並びにその預貯金等から生ずる収益その他をあてる。
 - 3 基金は、金融機関への預貯金、国債、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
 - 4 基金の運用は、理事会で審議し総会で承認を得る。
 - 5 基金は、必要と認めた場合に元本を取り崩すことが出来る。
 - 6 基金の経理状況は、毎年総会に報告し承認を得る。

(会計年度)

- 第16条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第6章 監査

(会計監査)

- 第17条 本会の会計年度終了後は、帳簿等を整理し、決算監査を速やかに受けなければならない。
- 2 監査は定期監査と、臨時監査をおこなうものとする。
 - 3 定期監査は、本監査及び中間監査の年2回実施する。
 - 4 臨時監査は、会長または監事が必要と認めた場合に実施する。
 - 5 監査の内容については、別に定める監査規程による。

第7章 表彰

(表彰)

- 第18条 次の事項に該当する者に、その退任に際し表彰状または感謝状を贈呈する。
- (1) 単位PTAの会長の職に3年以上あった者。
 - (2) 本会の会長の職にあった者。
 - (3) 本会の事務局職員として5年以上勤務した者。
 - (4) 本会活動に対し、顕著な功労があった者。
 - (5) その他理事会において推薦した者。

第8章 会員の個人情報の取扱

(会員の個人情報の取扱)

- 第19条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、別に定める個人情報取扱規程に定め適正に運用するものとする。

附 則 この規約は総会において議決した日から施行する。

制 定 昭和28年6月

一部改正 平成11年6月3日

一部改正 平成18年6月1日

一部改正 平成19年5月31日

一部改正 平成21年6月4日

一部改正 令和元年5月30日

一部改正 令和2年4月1日

(第18条に表彰について規定したことにより、表彰内規は廃止する。)

一部改正 令和3年4月1日

一部改正 令和4年6月2日

一部改正 令和6年5月30日

一部改正 令和7年5月23日(副会長人数改定)